

# 第4回教育委員会会議

令和7年3月21日  
午後3時30分  
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第21号

中央区の学校選択制における方針の一部修正について

## 中央区の学校選択制における方針の一部修正について

### 1 改正する制度

中央区の学校選択制については、平成 26 年度から自由選択制として実施している。

近年の都心部への人口回帰による影響で児童が急増しているため、令和 7 年 2 月 25 日に開催された第 3 回教育委員会議案第 17 号（就学制度の適正運用にかかる検討方向について）で議決された基本方針に基づき検討した結果、開平小学校については、学校選択制の選択範囲の対象外とする取り扱いの変更を行う。

### 2 改正時期

令和 7 年 4 月

令和 8 年 4 月 1 日入学者より適用

### 3 改正理由

開平小学校は令和 6 年 5 月 1 日時点で児童数 427 名、学級数 15 学級（特別支援学級数を除く）となっている。都心に在ることもあり、校地面積が市内で最も小さく、教室数を確保するための校舎増築により、運動場面積が国の基準を大幅に下回っている。副申書にも記載のとおり、体育授業を行う際には、片道 20 分かけて北区の南天満公園まで移動が必要であることや、普通教室数の不足により特別教室や会議室を普通教室に改造する必要があるなど、学校運営に支障が出ている。

現在、運動場狭隘と教室数不足の課題解消に向け、分離新設校の設置など収容対策の実施に向け準備を進めているが、今後、さらなる児童の増加が見込まれることから、在校生の教育環境を保障するため、学校選択制における受入を抑制することとする。

### 4 受入抑制に対する今後の対応について

（受入の再開）

収容対策により、普通教室数不足や運動場狭隘の課題が解消され、在校生の教育環境の改善が見込まれる時期に、学校選択制による受入を再開する（令和 13 年 4 月 1 日入学者より再開予定）。

（受入抑制に伴うきょうだいの経過措置）

受入抑制期間中であっても、当該学校に兄か姉が既に就学しており翌年度も引き続き就学している場合に限り、選択できる。

## 学校選択制抑制校（中央区）

基準日	令和6年5月1日	抑制対象校	開平小学校				
基礎データ	児童数	427 人	普通教室数	18 教室	学級数計(ア～エ)	21 学級	
	運動場面積	1,360 m <sup>2</sup>	通常学級数(ア)	15 学級	特別支援学級数(イ)	6 学級	
	(学校設置基準による運動場面積 ※1)	(4,270) m <sup>2</sup>	通級指導教室学級数(ウ)	0 学級	その他(エ) (日本語指導教室等)	0 学級	
学校選択制受入抑制フロートチャート項目の該当状況	ア関係	現在の25学級以上の大規模校である		非該当		非該当	
	イ関係	①	(上記ア該当の場合) 将来推計により過大規模校になる見込みがある、または既に過大規模校である	—		2項目以上該当	
			(上記ア非該当の場合) 将来推計により大規模校になる見込みがある	非該当			
		②	教室(普通教室)不足となる見込み	該当 (令和8年度教室不足の見込み)			○
		③	運動場狭隘(基準の半分以下)	該当 (3.19m <sup>2</sup> /人)			○
	④	施設の増改築ができない	該当 ・学校施設に空きなく増改築できない ・近隣に活用できる場所なく増改築できない		○		
	ウ関係	①	特別教室をすでに転用している、または、転用しなければならないなど学習環境に影響がある	該当 ・将来推計における児童数の増加により、特別教室を普通教室に転用しなければ、児童を受け入れることができない。		○	
②		学校実情に応じた、学校運営上の課題がある	該当 ・運動場が狭隘なため校区外の公園を仮設運動場として使用するなど、教育活動に支障が生じている。		○		
選択制抑制	開始時期	令和8年4月入学者					
	抑制期間	5年間(令和12年度末までの見込み) ※2					

※1 小学校：児童一人当たり10m<sup>2</sup>目安（①児童数240人以下(2,400m<sup>2</sup>)、②児童数241～720人(児童数×10m<sup>2</sup>)、③児童数721人以上(7,200m<sup>2</sup>))

※2 収容対策により、普通教室数不足や運動場狭隘の課題が解消され、在校生の教育環境の改善が見込まれる時期に、学校選択制による受入を再開する。

令和7年3月3日

中 央 区  
区 担 当 教 育 次 長  
稲 嶺 一 夫 様

大阪市立開平小学校  
校 長 岩 本 由 紀

副申書（学校選択制の受入抑制）

学校選択制の受入抑制につきまして、次のとおり副申します。

記

- 1 児童数、学級数、運動場等の学校施設の状況について  
本校は、令和6年5月1日時点で児童数427名、学級数15学級（特別支援学級数を除く）となっている。  
都心に在ることもあり、もともと学校敷地が狭いうえに、教室数を確保するため校舎の増築により、運動場面積が国の基準を大幅に下回っている。
- 2 学校の収容等による課題について  
（運動場の狭隘化）
  - ・ 運動場については、敷地面積が極めて狭い（市内で最小）なかで、児童急増による教室数の確保を優先したため、運動場面積については、1,360㎡と国の基準（4,270㎡）の3割程度しか満たしていない状態となっている。
  - ・ 片道20分掛けて、北区の南天満公園まで行って体育授業を行うなど教育活動に支障が出ている状態であり、児童の急増が今後も続くことが見込まれている。（特別教室等から普通教室へ転用）
  - ・ さらに普通教室の不足が見込まれるため、令和8年度までにパソコン教室等の特別教室や会議室を普通教室に改造することになっている。
- 3 学校運営への影響及び課題について  
（児童の運動量確保及び安全面について）
  - ・ 児童が休み時間に体育館や運動場などを使用し体を動かすことができる時間は、1日に15分未満で、その機会も各学年に割り当てられた時間帯だけ

となっている。多くの児童と一緒に過ごすことで、児童同士の接触や、遊具などでのけがが生じている。安全管理のため、休み時間には教職員の看護をつけるようにしている。

(避難訓練での集合場所について)

- ・ 学期ごとに行う避難訓練において、全児童が集合する場所は運動場としていますが、建物からの距離は近い。児童数が増加することで、建物から離れた避難スペースの確保が難しい。

(体育の移動にかかる安全面の配慮について)

- ・ 片道 20 分掛けて、北区の南天満公園まで行って体育授業を行っているが、交通量の多い歩道を歩くことや信号を複数回渡るなど、移動時の安全管理は教職員の大きな負担となっている。児童数が増えることで、さらに教職員の負担が増すことになる。

(年度途中の転入児童について)

- ・ 本校は、中国をはじめとした外国籍児童の年度途中転入が依然と多い傾向にある。令和 6 年度は 28 名の児童が増加し、過去 3 年間では平均 18 名の児童が転入している（うち外国籍の児童は令和 6 年度 11 名、令和 5 年度 9 名、令和 4 年度 2 名）。

(マンションの建設予定について)

- ・ 今後も校区内に大規模なタワーマンションが完成する予定で、教育委員会施設整備課の推計によるとさらに児童数の増加が見込まれている。

#### 4 受入抑制について

上記のとおり、本校では、学校選択制の受入抑制を開始する必要があると考える。

なお、学校選択制の再開については、5 年後をめどに区の教育担当と協議し児童数の推計を踏まえ検討いただきたい。

# 中央区の学校選択制実施内容

## 太字下線部変更箇所

### 1 学校選択制の実施内容

#### (1) 実施時期

制度導入：平成 26 年 4 月入学者から

**制度改正：令和 8 年 4 月入学者から**

#### (2) 類型

小学校、中学校ともに「自由選択制」を実施する。

#### (3) 基本内容

##### ① 選択の機会・対象者

- ・区内在住者については、小学校または中学校に入学する際の 1 回のみとする。
- ・区外からの転入者は、転入時に選択範囲の学校の中から受入れに余裕のある学校を選択できる。

##### ② 選択できる範囲

- ・中央区内での学校選択とする。
- ・通学区域は残し、通学区域内に居住する児童・生徒は、必ず通学区域の学校に就学できるものとする。
- ・**ただし、開平小学校については在校中の児童の学校教育への影響を考慮し、別紙のとおり令和 8 年 4 月入学者より選択可能校の対象外とする。なお、収容対策等により、将来推計において普通教室数不足や運動場狭隘の課題が解消されるなど在校生の教育環境の改善が見込まれる場合、受入れを再開する。**
- ・**学校選択制を抑制している学校であっても、当該学校に兄か姉が在学し、引き続きその学校に在学する場合に限り、その弟や妹は選択可能とする。**

##### ③ 各学校における受入れ

- ・学校施設（教室数）の収容面で通学区域外からの受入れが可能な学校を対象に実施する。なお、収容対策上、通学区域外から受入れできない学校がある場合には、受入制限を行うことがある。
- ・実際の受入人数は、毎年度、各学校の受入人数と学級数をあわせて公表し、年度途中で学級数が増えないように、年度途中の転入者や指定校変更の人数を受け入れることを考慮する。なお、年度途中の転入者の算定については、各学校の過去の実績を精査し、必要な人数にとどめる。
- ・受入可能な学級数は、必ず入学を保障する通学区域内の就学予定の児童生徒の学級数に 1 学級分の増加を上限とする。
- ・学校選択による児童生徒数の増加を理由とした校舎の増築等の対応は、原則として行わない。

##### ④ 学校選択の希望調査

- ・毎年 8 月末頃、翌年度入学予定者全員に、学校案内の冊子、学校希望調査票を送付する。

- ・翌年度入学予定者は、定められた期間内に希望調査票を区役所に提出する。希望調査票は提出を原則とする。ただし、期限内に保護者から提出がなかった場合には、通学区域の学校に希望があったものとみなす。この取扱いについては、あらかじめ保護者に周知する。
- ・希望順位をつけて、小学校は第3希望まで、中学校は第2希望まで複数校を希望できるようにする。
- ・希望調査の結果は、ホームページ等で公表する。
- ・1週間程度の希望変更期間を設け、変更を受け付ける。変更申請を加えた希望調査の結果をホームページ等で公表する。

#### ⑤ 抽選

- ・選択希望者が多く各学校の受入可能人数を超える場合は、通学区域内の児童生徒は必ず就学できることとし、通学区域以外からの希望者を対象として、公開抽選により入学者を決定する。
- ・選択希望した学校に抽選等に入れなかった場合であっても、通学区域の学校への就学を必ず保障する。
- ・当選しなかった場合は、補欠として順位をつけて登録する。
- ・抽選実施校については、国立や私立の学校に入学する児童生徒等の数に応じて、小学校は2月上旬ごろまで、中学校は2月中旬ごろまでに補欠者の繰り上げを行う。

#### ⑥ 選択における優先

次に掲げる項目のうち (a)、(b) に該当する児童生徒については選択する際に優先扱いとする。

##### (a) きょうだい

学校選択制により通学区域外の学校に在学しているきょうだいと同じ学校を希望した場合。ただし、入学時に学校選択制により就学する兄弟が在学している場合に限る。

##### (b) 進学中学校

学校選択制により通学区域外の小学校に在学し、その小学校の進学校である中学校を希望した場合。

#### ⑦ 通学

- ・小・中学校ともに通学時の安全確保は、保護者の責任となり、学校の選択を希望する際は、通学距離等、通学の負担や安全を十分に考慮する。なお通学方法は、原則徒歩とし、自転車の利用は禁止する。また、やむを得ず公共交通機関を利用する場合の料金等は自己負担とする。

#### ⑧ 障がいのある児童生徒等の就学について

- ・障がいのある児童等の就学については、就学相談を通じ、子どもの障がいの程度や状況、子どもや保護者の意向を聴いて、丁寧に対応する。

#### ⑨ 学校選択のための情報提供

- ・学校選択の実施にあたっては、学校の特色や地域活動の状況など、学校を選ぶ際の必要な情報について、保護者の方々へ十分に提供する。